

奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）第二条第二号に規定する指定特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第二十六条の二第四号の期間は、次の表のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	奈良県税条例第二十六条の二第四号の期間
特定非営利活動法人 三郷サンサンハウス	生駒郡三郷町三室二丁目五番二二号	平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。